

昨年発生した新型コロナウイルスによって、今まで平穩に過ごしてきた生活環境が、当たり前でなくなってきたことに対して、不安と戸惑いを多くの方々が感じてこられたことと思います。当法人においても、地域における、地域のための、地域に開かれた「生活必需施設」を目途として、施設づくりを行ってきましたが、地域から遮断され、日々感染症の恐怖と向き合いながら過ごしてきた日々は、施設のご利用者様及び職員にとっては、苦しく、とてつらい日々でもありました。日常の生活のみならず、予定をしていた施設行事や家族会との合同イベント、面会等も見合わせることに至ったことは、ご利用者様やご家族様にとっても大きなストレスだったと感じています。現在の状況は、今のコロナ禍における新たな生活様式を継続するとともに、そうした状況下においても高齢者施設としての環境等を維持しながら、生活の場としての安心・安全な施設機能の構築に努めていきたいと考えています。

本年度は第8期の介護保険制度改定を迎えることとなります。特に今回は、新型コロナウイルスや大規模災害が発生する中で、「感染症や災害への対応力強化」を図るとともに、団塊の世代のすべてが75歳以上となる※2025年に向け、且つ2040年も見据えながら「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることとし、改定率が0.70%アップと示されました。当法人におきましても、上記5つの大きな柱を基本とし、取組を行っていききたいと考えています。

※（注）人口の多い団塊世代や団塊ジュニア世代が70才や75才を超え、高齢化比率が急激に高まるのが、2025年問題、2040年問題です。約800万人の団塊世代が、75才以上の後期高齢者となるのが2025年で、全人口に占める75才以上の割合は30%程度になると言われています。急速な高齢化は更に進み、2040年には、75才以上の割合が35%となり、僅か15年で5%増加することになります。

また、いかなる状況下に置かれても、高齢者介護施設に勤務する職員としての自覚と責務を果たすべく、令和3年度の事業計画を以下のように取り組むこととします。

1. 法人の基本理念

変わらない信念・・・変われる勇気

社会福祉法人緑新会の理念は「笑顔いきいき、心豊かに」です。

笑顔は人の心を豊かにすることができる大きな財産です。

全ての人の心が豊かになるように、人間関係、信頼関係を構築しながら、心の通った暮らしを提供させていただきます。

「笑顔」＝「微笑み」とは、うれしさや、好意の表現、そして敵意を持たないことをあらわすために使われる言葉です。この理念は揺るぎないものであり、ぶれることなく今日まで推し進めてきま

したが、今後も継続させていきます。しかし、介護サービスを利用される方々は時代に応じてニーズも異なり、必要に応じてサービスの提供内容を見直し、新たな取り組みが求められてきます。サービス提供者として固定観念に縛られることなく、常に創意工夫・試行錯誤・臨機応変な対応を維持しなくてはなりません。そうした状況を鑑み、「変わらない信念を維持するためには、状況に応じて柔軟な考え方、姿勢が求められてきます。その言葉を簡略すると、変わらない信念・・・変わる勇気」ということになります。このことは基本的な考え方として、私たちが提供しているサービスは。「誰のために・・・何のために・・・」提供しているかということのを再認識する必要があります。

そのためには今一度立ち止まり・そして振り返る必要があると考えます。

私たちは個人であると同時に、社会福祉法人緑新会の組織人であります。取り組むべき課題等については常に共通認識し(価値観を共有すること:仲が良いとか、反発心で組織を批判しないこと)、新たな方向性を見だし、前に向かって進んでいきたいと考えています。

創意工夫

今までだれも思いつかなかったことを考え出し、それを行うためのよい方策をあれこれ考えること。▽「創意」は新しい思いつき、今まで考え出されなかった考え。「工夫」は物事を実行するために、よい方策をあれこれひねり出すこと。

試行錯誤

新しい物事をするとき、試みと失敗を繰り返しながら次第に見通しを立てて、解決策や適切な方法を見いだしていくこと。▽「試行」は試しに行うこと。「錯誤」は誤り・間違い。

臨機応変

状況に応じた行動をとること。場合によって、その対応を変えること。▽「臨機」は事態にのぞむこと。「応変」は変化に応じる意。「機(き)に臨(のぞん)で変(へん)に応(おう)ず」と訓読する。

基本方針

社会福祉法人緑新会が実践する「10」の基本方針

笑顔を大切に	想いを大切に	信頼を大切に	家族を大切に	仲間を大切に
職場を大切に	地域を大切に	協同を大切に	(力・心を合わせて事にあたる)	
自分を大切に	生活(くらし)を大切に			

2. 2021年度の事業方針：重点取り組み課題

- (1) 法人の基本理念である「誰のために・・・何のために・・・」そして「変わらない信念・・・
変わる勇気」の実践に努める。
- (2) 「創意工夫」、「試行錯誤」、「臨機応変」の実践に努める。
- (3) 「10」の基本方針を理解し、組織の「和」をもって、全力で取り組む。
- (4) 緑新会職員として目指すべき方向性。(心がけること)
 - ①挨拶がきちんとできる人になる。
 - ②報告・連絡・相談のできる人になる。
 - ③聞き上手な人になる。(発言能力よりも、傾聴力をもっている人となる)
 - ④「人材」としての基礎をもっている人となる。(人材＝自分で考え、自分で成果を上げられる人)
 - ⑤発想の転換ができる人となる。
 - ⑥すべての人から信頼される人となる。
 - ⑦常に謙虚な気持ちを持ち続け、同僚職員に対してアドバイスができ、また同僚職員からのアドバイスを受容できる人となる。
 - ⑧人に対して、良い影響を与えられる人となる。
 - ⑨常に常識を疑って、型にはまらない人となる。
 - ⑩共通認識を共有し、志をもち、取り組める人となる。
 - ⑪変化を恐れない人となる。
- (5) 職員の資質向上のための取り組み
 - ①全国経営協主催等の研修会への参加。(集合型及びオンライン研修会)
 - ②全国老施協及び熊本県老施協主催等の研修会への参加。(集合型及びオンライン研修会)
 - ③民間企業主催等の研修会への参加。(集合型及びオンライン研修会)
 - ④OJTによる研修会の開催、(法人内研修)
 - ⑤資格取得のための支援。
 - ⑥現在まで行ってきた取り組みの見直しと再構築。
- (6) 広報機能の強化
 - ①ホームページと広報誌の充実をはかり、法人及び施設についての周知を充実させていく。
 - ②説明義務をはたしていくと共に、支援者、協力者を得ながら事業を進めていく。
- (7) 新規職員の採用に向けての継続的取り組み
 - ①基本方針
法人の「基本理念」に共感し、その具現化を図る職員、そして「緑新会の目指す職員像」に近づくべく、常に努力する職員の獲得を目指す。
 - ②重点目標
ア 人材の確保と定着
・多様な人材(外国人、高齢者、障がい者等)を雇用へとつなげる。特に、留学生及び外国人技能実習生及び特定技能実習生の受け入れに向けた具体的な取り組みについて研究を

重ねる。

- ・職員の職場定着に向けた労働環境や処遇面等の改善を進める。

(8) 法人運営

- ①理事会の開催（概ね、年3回～4回）
- ②定時評議員会の開催（年1回以上）
- ③役員の変更（理事及び監事）
- ④評議員の変更
- ⑤顧問の社会保険労務士と協議を行い、就業規則及び諸規程の見直しと補助金等の活用。
- ⑥計画性をもった年休付与の推進。
- ⑦ご家族様とのオンライン方式による面会の実施。
- ⑧法人内組織体制の見直し。

3. 各課事業計画

(1) 事務総務課

- ①業務の見える化の為、業務内容表を作成する。様式は随時検討し、活用の定着を目指します。事務総務課で定着させ、他の部署でも作成することを目指す。今年度は、事務総務課内の個々人の業務に対しての内容表を作り上げることを目標とします。
- ②環境を整えるため、改善提案カードを法人全体に呼びかけ、定着を目指します。
- ③地域に根差すため、信頼して頂ける法人になるよう、事務総務課として、家族・地域の方へ心のある挨拶・対応を心掛けます。
- ④安定した経営の為に、月次報告書を活用し、中長期経営分析を行います。
- ⑤法人内に目配り気配りをし、中核的役割を果たすため、利用者・職員の状態に応じた、緊急時でも人的・物的対応ができるよう努めます。

(生活相談員)

- ①介護報酬改定に伴う各種加算申請・体制等の確認、届け出等を遅滞なく行うと同時に、ご利用者ご家族様へ説明を行い、同意を得ます。
- ②届出を行った介護サービス費算定に関する各種事項について把握し、変更等が生じた場合は、速やかに届出を行うとともに、各種加算についてはその算定根拠を明確に記録しておきます。
- ③入所・入居相談をはじめ、様々な相談・ニーズに対して、創意工夫により出来る方法を考え、速やかにかつ丁寧に対応します。
- ④苦情の対応にあたっては、受付から相談・要望等まで幅広く真摯に対応し、苦情解決に努めます。
- ⑤入所・入居判定会議、第三者委員会、運営推進会議等を定期的に及び、随時(必要に応じ)開催し、サービスの質の向上に努めます。
- ⑥地域の様々な行事等へご利用者様と共に参加していくと同時に、地域からの様々なニーズに対して、臨機応変に最大限の努力をします。
- ⑦職員間・職種間の連携が図れるよう、調整指導を行います。また、介護支援ボランティアや実習生の受け入れ、介護の担い手の育成に努めるとともに実習生等への助言・指導等を通して、自己

研鑽に繋がります。

⑧非常時に備え、各種マニュアルの見直しと、点検を確実に実施していきます。

⑨保険者はもとより、地域包括支援センターや各居宅支援事業者、認知症地域支援推進員、社会福祉協議会等と連携協力し、権利擁護や高齢者福祉の進展に寄与します。

(2) 介護計画課

(介護支援専門員)

- ① 生活を支える様々な場面で、五感に働き掛ける事を意識した本人との面接・面談を繰り返し、得られた情報から真意を学びます。
- ② キーパーソンや主介護者であった家族との面接・面談を並行して行い、家族としての思いや願いを受け止めながら、本人の意思を適切に尊重していきます。
- ③ 本人や家族から得られた情報と意向を踏まえ、その実現へ向けた検討を行います。
- ④ 検討の際は、関係職種による総合的な意見交換の場とし、共通の方向性を定めていきます。
- ⑤ 要望や課題に対し、誰がどのように関わっていくか明らかにし、本人や家族の同意の上でサービス提供を開始していきます。
- ⑥ 施設サービス計画書の説明・同意は、本人自身の意識を高める機会でもあり、誰もが聞いて分かる表現で伝えていきます。
- ⑦ 実際に提供されたケアが意思（要望や課題）を満たしているか、ケア内容の変更や調整は必要ないか、定期的に確認しながら評価していきます。
- ⑧ 入居後の経過で生じる様々な変化に対し、家族への定期・随時の報告と、その過程に於ける専門的な説明・助言を関係職種との協働によって適切に示していきます。
- ⑨ 様々な課題を抱える在宅生活に於いて、入居待機者の現状把握と、そこに準じた所で受け入れ能力を高めながら、包括的・柔軟性あるサービス提供によって地域を支えています。（誰もが頼れる存在で在り続ける）
- ⑩ 一人ひとりにあった自立や自律の在り方を考え、それぞれの願いや思いが何かの形として成り立つ過程を大切にしていきます。
- ⑪ 今は出来なくても再び出来るようになるかもしれない相手への信頼ある働き掛け、分からなくなってしまう事であっても、伝わる伝え方の工夫によって思い起こせるかもしれない可能性、常に意識しながら入居者様との関わりを深めていきます。

(機能訓練指導員)

- ① 動かせる範囲や頻度はわずかであっても、毎日の生活の中で続けていく事の大切さ（価値観の受け止めと尊重）を意識的に高めていきます。
- ② 本人が不自由や苦痛に思われる症状に対しては、直接的な手技や物理療法、医療との関わり合いによって緩和を図っていきます。
- ③ 人生の歩みが想起出来るコミュニケーションを続け、その過程から身体を動かす目的意識を明確にしていきます。（自然に動きたいと思う気持ちへ）
- ④ 結果を焦らず本人が周囲の状況を理解し、動作へ移行出来る過程を待ちながら、広い視野で見方を変え、経過を確認していきます。
- ⑤ 目標を大きく捉えず、わずかでも新たに出来た喜び、出来そうな動作への積極的な働き掛けを

大切にしていきます。

- ⑥ 動き出したくなる住環境として、本人にとって良き印象となる空間作りと、不便に感じられる動きが補える家具・介護用品を整えていきます。
- ⑦ 自分の意思で起こす行動によって何かを実現させたい、あるいは自分で出来なくても何とか実現させたいといった目標を人生の歩みの中で位置付け、機能維持・回復訓練に対する目的意識を高めていきます。実施に於いては方向性を明らかにする為、定められた実務によって効果的な支援を継続させて頂きます。
- ⑧ 日頃から自宅や地域との関わり合いを意識する事で、開放的な気持ちで心身へ働き掛け、施設から出る生活が普通で在り続ける過程を支援していきます。
- ⑨ 入居されるまでの人生の歩みで楽しまれてきた娯楽、暮らしに必要な衣食住に対する働き、四季が感じられる創作活動等を暮らしに取り入れ、心から喜び合える関わりの中で最高の笑顔を引き出していきます。
- ⑩ お互いが思い出に残るような印象的な関わりこそが、「出来る」に変わるきっかけであると思います。

(3) 特養従来型ケア課

①介護班

- 1 明るい笑顔と挨拶を心掛けます。
- 2 安心して暮らせる生活を支えるために『考える』『計画』『実行』『評価』のサイクルをもって援助します。
- 3 取り巻く環境間で信頼し合える関係性を構築し、情報の共有に努めケアへと繋がります。

① 排泄、入浴、食事など日常生活について（状況に応じた援助）

排泄、入浴は、プライバシーに配慮し、ご利用者様一人ひとりの身体機能や心身状況に合わせて最も適した方法で援助し、事故の発生がないように留意します。

食事は、嚥下状態や摂取状況に応じて器や食事形態などの変更も検討します。

年中行事で季節を感じ、楽しんでいただく機会をつくります。

② 日常の些細な疑問や違和感を覚える事については、職員間で発信し、検討を行い、職員の感受性を高め、より良いケアへとつなげます。

③ 「普段と違う状態」と感じた際には、スタッフへと発信し、協同し対応に当たります。

② 看護班（地域密着型特養ケア課の看護班も同様）

- ① 日常の関わり合いを通して、ご利用者様との信頼関係を構築します。
- ② ご利用者様と職員は常に対等な立場で接し、一人ひとりの意見を尊重します。
- ③ 人権の尊重と安心、安楽な生活の援助を心がけ、心身の苦痛の緩和に繋げることを目指します。
- ④ 非常勤医師・介護班職員及び施設の他職種スタッフとの連携により、異常の早期発見に努めます。

- ⑤ 看取り指針に基づく看取りケアへの取り組みを視野に入れた看護体制の再構築に努めます。
- ⑥ 感染症発生時（インフルエンザ・ノロウイルス・褥瘡等）には早急な対応及び状況によって非常勤医師や産業医の見解に基づき見直しの実施を行います。
 - ・手洗い・うがいの励行を働きかけ、外部からの侵入を防ぐ。
 - ・皮膚の保清・体位の工夫について介護班へ助言を行う。
 - ・産業医等との連携を行い、予防に努める。
- ⑦ 定期検査の実施と異常の有無のチェックを行います。
 - ・胸部X線撮影、歯科検診、入所時及び入職時の際の健診対応。
- ⑧ 職員研修の開催
 - ・バイタルチェックの方法について
 - ・水分補給の重要性について
 - ・尿路感染症、誤嚥性肺炎、脳梗塞との関連、窒息、意識低下、痙攣等
 - ・医療器具の取り扱い方法について。（吸引器・酸素ボンベ・AED等）
 - ・喀痰吸引について、介護班職員への指導を行う。
- ⑨ 月末には定期の備品管理（棚卸）を行い、医務室内の整理整頓に努めます。
- ⑩ 医療機関への受診後は通院日誌に記録を行い、また、次回の受診予定日が決定した場合には、受診予定表に記録と確実な申し送りを行います。
- ⑪ 医療機関への入院等が発生した場合は、サマリー等により医療機関への情報提供を行うと同時に栄養管理課等への申し送りを行い、食事の停止等を行います。
- ⑫ 内服薬管理に関して、誤薬等事故の発生が起きないように再三のチェックを行います。
- ⑬ 月1回の体重測定を行い体調管理へとつなげます。

③ 短期入所生活介護

在宅生活継続の為に、出来る範囲でご自宅での生活に準ずる日常・介護をケアプランに沿って提供します。本館介護課及び他関わる職員で個人情報共有しケアの統一・実践につなげていきます。

- ・持参された服薬、外用薬についてはケアプランや日常に沿って、必要な場合は看護部で管理し、服薬の援助を行います。
- ・持参された荷物(衣類)は、入退所時に記名や種類、枚数などをチェックし、退所時に不足がないようにします。
- ・機能訓練として日常生活を送りながら、取り組んでいただくよう支援します。

(4) 地域密着型特別養護老人ホーム新和苑あがんなっせ

基本方針

「その人らしさ」「寄り添う心」を大切に」「誰のために…何のために…」

私たち人間は、生まれた環境・育った環境・好み等一人ひとり違います。その方の話を聴き、その方に寄り添い、その方の事を理解し、寄り添いを大切にお手伝いさせていただきます。

事業内容

- ① 入居者様一人ひとりの身体的・精神的状況を理解し、その人らしい生活の実現について
 - ・食事：一人ひとりに応じた食事形態・量・時間で食事の提供を行います。また、主食（ご飯）はフロア内で準備を行い、お米の立ち上がる匂いから食事を楽しんでいただきます。「お腹いっぱい」「お腹がすいた」という感覚を大切にします。
 - ・排泄：排泄意が出にくい方でも可能な方にはトイレに座っていただき出来るだけ自然に排泄できるようにお手伝いさせていただきます。その方の排泄の間隔を把握し、下剤だけには頼らず、食物繊維・水分の提供・腹部マッサージ等を行い、排泄を促します。
 - ・入浴：一人ひとりの身体状況に応じた入浴方法で、入浴していただきます。プライバシーに配慮し、マンツーマン入浴を行います。

- ② 生活環境について
居室には、今まで使用されていた馴染みの家具、思い出の品、ご家族様との写真等を持って来ていただき、今まで生活されてきた雰囲気大切に、落ち着いて過ごせる環境作りに努めます。

- ③ 余暇活動について
 - ・個別活動をメインとし、その方のしたい事、したい時間にできるようにお手伝いします。
 - ・過ごしやすい気候では、野外昼食、外気浴、ドライブ等を行い、また花や野菜を育てることで四季を感じていただけるようお手伝いさせていただきます。

- ④ 家族との関わりについて
新たな生活様式を継続しながら、状況に応じた面会のあり方の工夫を行います。入居者様の状態や生活の様子を報告を行い、ご家族様からも、気軽に声をかけていただけるような関係を目指します。

- ⑤ 地域との関わりについて
 - ・イベント、行事参加だけではなく、気軽に地域のお出かけ、近所の方、地域の方とのふれあい、些細な話ができるような関係を目指します。
 - ・運営推進会議の機会を通じ、地域の方からの助言や要望を日頃の支援に生かしていきます。

- ⑥ 「動き出しは当事者から」の取り組みについて
「動き出しは当事者から」を基本とし、ご本人様を信じて待つことなど心に寄り添う関わりを目指します。小さな心の声にも気づく力を持ち、ソフト面、ハード面でその人にあったケアを実施します。

- ⑦ ユニットケアについて
ユニットケアに関する学習会を定期的実施し、理解を深めていきます。
その人が望んでいる暮らしを理解し、その人らしい暮らしがその人のペースで送られるよう支

援します。

(5) 栄養管理課

法人の理念・基本方針に基づき利用者様お一人お一人の生活を尊重し
その人らしい暮らしの継続を支援します。

[基本方針] 「誰のために・何のためにを常に意識し、安心・安全な
介護食の提供」に努めます。

食事は単なる生命維持に必要な栄養素を摂取するためだけではなく
食べることの楽しみや生きがいの上から必要なことである。

従って食事サービスは利用者様の生活の質の維持や向上を目指すためのもの
であることを十分に留意し食事の提供に努めます。

また、利用者様の尊い生命を預かっていることを自覚し、常に衛生管理の
徹底に努めます。

[事業目標] 「おいしく食べて満足して頂ける楽しみな食事の提供」

身体状態や嗜好性に配慮しながら日々の生活に満足感を味わえるように
食事面から支援します。

[事業内容]

1. 調理法の統一

①厨房内で調理法の検討会を行います。(1回/月)

②療養食の把握に努めます。

2. HACCP の概念に基づき衛生的かつ効率的な業務運営

①大量調理施設マニュアルに則った衛生管理の実施を行います。

②体調管理の徹底に努めます。

3. コミュニケーションの充実

①各部署との連携や昼食時のラウンド実施で利用者様の状態把握に努めます。

4. 楽しみある、安心、安全な介護食の提供

①「お楽しみ献立」「喫茶の日」を実施します

②歳時記に合わせた行事食の提供を行います。

5. 地域に開かれたサービスの提供

①配食サービスの提供を行います。

②食事、栄養相談を行います。

③「食」に関する情報の提供に努めます。(広報誌・HP)

(6) グループホームしんわ

「自宅で過ごされるような居心地の良さの迫及」

グループホームしんわの基本理念である「ゆっくり・一緒に・楽しく」を念頭に、入居者様が住み慣れた地域で「もう一つの我が家」と感じて頂けるように、入居者様が過ごしやすい環境を整え、

真心のある介護を提供し、入居者様一人一人の想いを実現できるように努めます。入居者様の毎日の生活がゆっくと、他者との関わりを持ちながら、楽しく過ごして頂けるように支援していきます。

1 自立支援に向けた取り組み

①入居者様一人一人の心身の状況に応じた認知症ケア

- ・ 食事：入居者様の健康に配慮した、栄養バランスのとれた食事を提供します。また、入居者様の状態や好みに応じて個別に対応します。
- ・ 排泄：入居者様の状態に応じて適切な排泄ケアを提供します。明確な排泄意がない場合でも、発語や行動で気づき、スムーズな排泄支援となるように努めます。
- ・ 入浴：入居者様の健康状態や要望に沿った入浴支援を実施し、身体の状態に応じた清潔保持を行ないます。
- ・ レクリエーション等を定期的で開催し、入居者様が刺激のある生活を送って頂けるよう支援します。
- ・ 日課の調理や洗濯物たたみ・掃除など、入居者様一人一人に合った役割を担って頂けるように支援します。

②入居者様の意思を尊重する

- ・ 介護サービス提供する上で「気づき」「検討」「行動」の全てに「心」を伴うことが大切であり、グループホームしんわが大切にしている理念の一つです。入居者様の些細な言動に気づき、入居者様の気持ちを尊重し、入居者様自身の意思に基づいた行動ができるよう支援していきます。
- ・ 入居者様自らが考えて行動できるように、入居者様の動線を意識した環境を整えます。

③チームケアの実施

- ・ グループホーム会議、ケース会議、ヒヤリはっと検討会議、その他会議を開催し、申し送り帳や法人ネットワークを活用し、情報の共有と統一したサービス提供ができるように努めます。
- ・ 職種間、他職種間、他部署との連携を図り、ケアの多様性を高めます。

④生活環境の充実

- ・ 既存の生活からグループホームに入所することで生じる、生活環境の変化の差を緩和できるように、使い慣れた家具などを使用して頂き、季節感のある清潔で快適な生活空間を作ります

⑤職員の資質向上

- ・ 法人研修及び部署内研修を定期的実施し、法令遵守の重要性に対する理解度の向上を図ります。
- ・ 具体的な事例演習を通じた、虐待（考察）・事故・苦情・利用者の状態急変・感染症が発生した際の職員の対応力の向上を図ります。
- ・ ストレスケアの実施による職員のストレス軽減を図ります。

2 家族との連携

- ・ 御家族様が気軽に相談できる関係作りや、面会時には感染症に配慮した環境を整えます。
- ・ 定期的に入居者様の状態及びサービス提供状況の報告と、サービス方針の相談を行ないます。

- ・ 介護計画には入居者様のニーズと御家族様の意見を反映し、統一されたサービス提供ができるよう支援します。

3 地域との連携

- ・ 運営推進会議を2ヶ月に1回開催し、地域への情報開示および情報交換を行ないます。さらに会議での助言や要望を支援内容にサービス提供に活かしていきます。
- ・ グループホームしんわが地域資源の一つとしての機能を発揮するとともに、その他の社会資源も有効に活用することで、地域に根差したサービス提供ができるよう努めます。

(7) デイサービスセンターたんぽぽ

ご利用者様の主体性を尊重し、ご家族や地域・関係機関と連携して住み慣れた生活が継続できるよう、目標である自立への支援を行い、安心・やすらぎ・親しみのある雰囲気や環境作りを実施する。

① 目標に向かった介護予防・自立支援

- ア 居宅介護支援事業所や医療・福祉サービスの関係機関と連携し、常にご利用者様やご家族のニーズの把握に努め、通所介護計画書に沿った目標の達成を目指す。
- イ 食事・入浴・排泄の援助を行いながら、自立に向けた援助方法や介護予防の検討・改善に努める。また、職員の技術や能力の向上のための研修会や会議を実施していく。
- ウ ご利用者様、ご家族様の希望に沿い機能訓練指導員の指示の下、認知症を予防する脳トレや、作業療法、ゲーム、レクリエーションを行う。また、痛みの緩和のマッサージ器使用による物理療法、身体機能維持の体力作りや口腔・嚥下体操の実施を行う。

② 安心と信頼からの笑顔作り・ご利用者・ご家族との信頼関係

- ア 挨拶は元気に笑顔で行い、職員の気配りや気付きの中から安心し、寛げる空間作りをする。また、昔馴染みのご利用者様同士で会話をしやすい環境整備や回想法により、認知症予防に努める。
- イ 「ヒヤリ・ハット」を活用し、たんぽぽ内の事故予防や送迎中の事故に注意し、シートベルトを必ず着用し、安全運転で余裕をもって援助する。
- エ ご家族からの要望や相談事など、気軽に相談できるような関係を築き、送迎時に情報交換によるニーズの把握を行う。

③ 安全な送迎・移動

- ア 安全な速度と運転マナー
- イ すべてのご利用者様にシートベルトの着用実施
- ウ 車椅子使用のご利用者が乗車の場合は、事故防止のため必ず介助者を同乗する取り組み（誘導等も的確に実施する）
- エ 移動福祉用具の点検購入の見直し

④ 職員の資質向上

- ア 認知症高齢者や重度者も受け入れ出来るよう職員能力向上の研修会参加や部署内研修を実施します。

- イ ご利用者様及びご家族様に対して、笑顔で挨拶や周りへの気遣いを心がけます。
- ウ 日々の申し送りを密にし、情報共有して援助にいかし細かい部分での記録も充実させます。

⑤ 運営推進会議の実施

- ア 会議の中での要望・助言等をケアに取り入れていきます。

(8) 居宅介護支援センター新和苑

個人の尊厳を保持し、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が継続できるよう、ご利用者様、ご家族様も満足できる生活の支援をします。

- ① 相談にはご利用者様の尊厳を保持し、迅速、丁寧にご利用者様、ご家族様の目線に合わせて、一緒に考え、信頼できる事業所になるように努めます。
- ② 支援計画の提案にあたり、ご利用者様、ご家族様にわかりやすく説明し、選択、同意をいただき、十分納得していただいたうえで支援を行います。
- ③ ご利用者様への支援について、ご本人とご家族様の状況や意向を常に確認、適切にモニタリングし、ご家族とサービス提供事業所と連携し、より自立した生活のための支援に努めます。
- ④ 法人内の事業所に限らず、担当のご利用者様が関わる事業所においても、より良いサービスの提供を受けることができるように、改善の提案もしていきます。
- ⑤ 介護保険に基づく法令を遵守し、介護支援専門員としての業務が的確に行えるように資質の向上に努めます。また、多職種や地域との連携、行政へのはたらきかけも行い、あわせて法人全体の人材育成や資質の向上の支援にも努めます。

(9) 生計困難者に対する相談支援事業

- ① コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、関係機関のパイプ役を含めて、課題の解決に努めます。
- ② 相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した場合は、相談内容の資料を作成し、施設長に報告し、施設長は報告に基づき経済的援助の可否を決定します。次へつなげる期間のチェックリスト等を活用し、漏れの無い支援が出来るよう努める。
- ③ 相談援助技術の向上を目的として各種研修会に参加します。

天草市ショートステイ事業

支援が必要な高齢者を一時的に宿泊させ、生活習慣の指導及び体調調整等を行なうことにより高齢者の介護予防及び在宅生活の支援を図ることを目的とした天草市の委託事業

(予定委託期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日)

天草市配食サービス事業

ひとり暮らし高齢者等に食関連サービスの利用調整と配食を行うことにより、食生活の改善と健康増進を図り、もって在宅での自立支援に資することを目的とした天草市の委託事業
(予定委託期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日)

委員会活動

研修委員会（研修計画）

●社会福祉法人経営者協議会関係

- (1) 経営研究会（5月）
- (2) 法人運営セミナー※制度改革対応セミナーと共同開催（7月以降）
- (3) 経営者セミナー（3月）
- (4) 生計困難者レスキュー事業 CSW 養成研修会（年2回程度）
- (5) 熊本 DWAT 研修会（年1回）
- (6) 第40回全国社会福祉法人経営者大会（兵庫県：9月2日～3日）

●熊本県老人福祉施設協議会関係

- (1) 各種テーマ別研修会・・・・・・・・・・・・・・・・（年6回程度）
- (2) 熊本県老人福祉施設研究大会・・・・・・・・（未定：熊本市）
- (3) 熊本県介護保険施設連絡協議会（幹事団体：熊本県老人保健施設）

●社会福祉従事者研修事業計画概要

○生涯研修

- (1) 初任者コース
- (2) 中堅職員コース
- (3) チームリーダーコース
- (4) 管理職員コース

○課題別研

- (1) 福祉職員ビジネスマナー
- (2) ストレスケア研修会
- (3) リスクマネジメント研修会
- (4) モチベーションアップ研修会
- (5) スーパーバイザー養成研修会
- (6) 福祉職場OJT推進研修会
- (7) 業務改善研修会
- (8) カウンセリング研修会
- (9) タイムマネジメント研修会
- (10) 福祉職員レクレーション研修会
- (11) 福祉職員救急法研修会（救急法基礎講習コース）
- (12) 職場リーダーの「伝える力」向上研修会
- (13) ファシリテーション研修会
- (14) アンガーマネジメント研修会

(15) 相談面接技術研修会

○介護支援専門員研修

(1) 介護支援専門員実務研修

●熊本県補助金事業

(1) 介護アシスタント育成事業

●九州及び全国の大会・研究会への参加

(1) 九州老人福祉施設職員研究大会・・・・・・・・・・(未定：長崎市)

(2) 九社連老人福祉施設協議会施設長研修会・・・・・・・・(未定：宮崎市)

(3) 全国老人福祉施設大会・・・・・・・・・・(11月25日～26日：山口県)

(4) 全国老人福祉施設研究会議・・・・・・・・・・(1月13日～14日：鹿児島県)

(5) 九州ブロックカンントリーミーティング・・・・・・・・(未定)

●その他民間の研修計画等

(1) リブドゥ (介護技術・感染症予防関係)

(2) モルテン (感染症予防関係等)

(3) ハッピー&スマイルカレッジ (喀痰吸引研修会・指導看護師研修会)

(4) プレゼンス・メディカル (喀痰吸引研修会)

(5) 肥銀ビジネス教育株式会社 (社会人としての心構え、職場内コミュニケーション他)

(6) その他

身体拘束委員会

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限する者であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、高圧を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止及び適正化に向けた意識をもち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

事故防止委員会

事故防止対策委員会 (2ヶ月に1回又は随時)

ヒヤリ・ハット報告書、事故報告書の分析などから定期的に委員会を開催し、協議することで事故の再発・未然防止に取り組んでいきます。概ね四半期毎に苦情に関する委員会を開催し、事故及び苦情等に関しての経緯対策について「苦情のための第三者委員会」において、報告を行います。

防災対策委員会

次年度の計画について

- ・曜日を定めて、機器等の取扱いについて研修を行う。
- ・部署別 (従来型施設及び地域密着型特養、又はグループホーム、デイサービス等に分けて訓練を実施する。
- ・今後は具体的な避難誘導方法についても検証を行う。(避難方法等について)
- ・4月 (機器の取扱い)
- ・5月 (分署へ届出による訓練：消火、通報、避難誘導訓練)
- ・6月 (自然災害等を想定した訓練：福祉避難所の設置訓練)
- ・7月 (搜索訓練)

- ・ 8月（日勤帯を想定した避難訓練）
- ・ 9月（緊急時の職員間の通報訓練）
- ・ 10月（分署へ届出による訓練：消火、通報、避難誘導訓練）
- ・ 11月（炊き出し訓練・施設内）
- ・ 12月（機器の取扱い＋通報訓練）
- ・ 1月（急変時の対応＋AED取扱いについて）
- ・ 2月（自然災害：地震災害時の対応）
- ・ 3月（年間反省と次年度計画について）」

※台風襲来時の際の、非常用発電機の操作方法等の把握。

衛生管理委員会

職場環境の見直しを行い、危険個所・健康障害を防止するための基本となるべき対策（労働災害の原因及び再発防止対策）について調査及び審議を行います。また、サービスの質の向上を目指し、それに沿った標準的な業務が実施できるように、業務の定期的な見直しを行います。2カ月に1回は産業医による指導及び助言を受けながら、適切な環境整備に努めていきます。

※下表は現段階での予定です。変更の可能性がります。

4月	産業医による健康診断結果と看取り講話	5月	夜勤職員を対象とした健康診断・腰痛問診
6月	産業医による施設内巡視	7月	熱中症予防と食中毒予防啓発
8月	産業医による腰痛予防講話、メンタルヘルスアンケートの実施	9月	上半期の反省と下半期の活動計画
10月	メンタルヘルスアンケート結果について	11月	職員健康診断（天草中央総合病院）
12月	インフルエンザ予防対策（感染症委員会と連携）	1月	職員の救急薬について（確認と検討）
2月	産業医による施設内巡視	3月	1年間の反省と次年度に向けての活動計画

給食・環境委員会

- ・ 次年度も全体での除草作業や清掃作業を行っていく。
- ・ 作業依頼の見直しを行っていく。
- ・ 部署内での計画を各自、月ごとに計画を立てていく。

感染症対策委員会

幅広い職員から構成された委員によって、施設内の衛生管理、日常のケアにかかる感染対策等を協議し、すべての職員に対して、指針に基づいたケアを励行していくように周知・徹底します。感染症対策マニュアルと衛生管理マニュアルの評価を行い、改善点及び改善策を挙げ、マニュアルの見直しも計画的に実施します。

- ・ 会議は急遽開催が必要と判断される事案が発生した場合を除き、基本的には2カ月に1回の開催とする。
- ・ 掲示板を活用していく。

広報誌委員会

基本として、毎年7月と1月に施設内の情報誌として作成し、新和町内の家庭に行政区長様をと
おして、配布をお願いし、情報提供を行います。内容としては

- ・ 法人内の旬な話題
- ・ 経営状況の紹介
- ・ 地域の話題等々・・・

他、さまざまな視点からも話題を取り上げ、作成を行っていきます。